

令和7年（2025年）12月1日  
総務委員会資料  
企画部財政課

（第105号議案）

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

令和8年3月1日から同年4月30日まで及び令和9年3月1日から同年4月30日までの間における多機能端末機による証明書の交付の申請に係る事務手数料の額の特例措置を定めるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び建築基準法施行令の改正に伴い規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

### 1 改正の主な内容

- (1) 令和8年3月1日から同年4月30日まで及び令和9年3月1日から同年4月30日までの間における多機能端末機による証明書の交付の申請に係る事務手数料の額の特例措置について規定
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う引用条項の規定整備
- (3) 建築基準法施行令の改正に伴う引用条項の規定整備

### 2 施行日

中野区事務手数料条例中別表第2の128の5の項及び128の6の項の改正規定は公布の日から、附則に2項を加える改正規定(附則第5項を加える部分に限る。)は令和8年3月1日から、同表65の15の項の改正規定は同年5月1日から、附則に2項を加える改正規定(附則第6項を加える部分に限る。)は令和9年3月1日から施行する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案	現行																														
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 令和8年3月1日から同年4月30日までの間に多機能端末機(別表 第1の1の項に規定する多機能端末機をいう。)により申請のあつた、 住所又は居所に関する証明、区税その他諸収入金に関する証明及び印鑑 に関する証明に係る事務手数料の額についての同項並びに同表7の項 及び10の項の規定の適用については、同表1の項、7の項及び10の 項中「200円」とあるのは、「10円」とする。</p> <p>6 令和9年3月1日から同年4月30日までの間に多機能端末機(別表 第1の1の項に規定する多機能端末機をいう。)により申請のあつた、 住所又は居所に関する証明、区税その他諸収入金に関する証明及び印鑑 に関する証明に係る事務手数料の額についての同項並びに同表7の項 及び10の項の規定の適用については、同表1の項、7の項及び10の 項中「200円」とあるのは、「10円」とする。</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>名称及び額</th><th>徴収時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>～ ～</td><td>～</td><td>～</td></tr> <tr> <td>6 5 の 1 4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6 5 の 1 5</td><td>医薬品医療機器等法 第14条第13項及び 医薬品医療機器等法施</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	事務	名称及び額	徴収時期	1 (略)	(略)	(略)	～ ～	～	～	6 5 の 1 4	(略)	(略)	6 5 の 1 5	医薬品医療機器等法 第14条第13項及び 医薬品医療機器等法施	(略)	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>名称及び額</th><th>徴収時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>～ ～</td><td>～</td><td>～</td></tr> <tr> <td>6 5 の 1 4</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6 5 の 1 5</td><td>医薬品医療機器等法 第14条第15項及び 医薬品医療機器等法施</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	事務	名称及び額	徴収時期	1 (略)	(略)	(略)	～ ～	～	～	6 5 の 1 4	(略)	(略)	6 5 の 1 5	医薬品医療機器等法 第14条第15項及び 医薬品医療機器等法施	(略)
事務	名称及び額	徴収時期																													
1 (略)	(略)	(略)																													
～ ～	～	～																													
6 5 の 1 4	(略)	(略)																													
6 5 の 1 5	医薬品医療機器等法 第14条第13項及び 医薬品医療機器等法施	(略)																													
事務	名称及び額	徴収時期																													
1 (略)	(略)	(略)																													
～ ～	～	～																													
6 5 の 1 4	(略)	(略)																													
6 5 の 1 5	医薬品医療機器等法 第14条第15項及び 医薬品医療機器等法施	(略)																													

	行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		
66	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
128 の4	(略)	(略)	(略)
128 の5	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)
128 の6	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)
128 の7	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
131	(略)	(略)	(略)

別表第3・別表第4 (略)

	行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		
66	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
128 の4	(略)	(略)	(略)
128 の5	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)
128 の6	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)
128 の7	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
131	(略)	(略)	(略)

別表第3・別表第4 (略)

附 則

この条例中別表第2の128の5の項及び128の6の項の改正規定  
は公布の日から、附則に2項を加える改正規定（附則第5項を加える部分  
に限る。）は令和8年3月1日から、同表65の15の項の改正規定は同  
年5月1日から、附則に2項を加える改正規定（附則第6項を加える部分  
に限る。）は令和9年3月1日から施行する。